## 

特別仕様書

近畿農政局亀岡中部農地整備事業所

項目	内容	摘要
第1章 総則	令和5年度亀岡中部農地整備事業本梅工区整備工事(以下「本工事」という。)の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書(令和5年9月)」(URL: https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html)(以下、「共通事項書」という。)に基づいて実施するものとする。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容 1.目的	本工事は、国営亀岡中部土地改良事業計画に基づき、本梅工区にかかる整備工事等を行うものである。	
2. 工事場所	京都府亀岡市本梅町西加舎地内	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 湧水処理工 1 式 法面復旧工 1 式 表土掘削工 A= 1.24 ha 舗装工 A= 180 m <sup>2</sup> 整備工 1 式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、 現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の 設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注 者の責により行うものとする。	
	工期:令和5年12月28日から令和6年3月31日まで (余裕期間:契約締結日から令和5年12月27日まで)	
	契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム (コリンズ) に登録する技術者の従事期間は、契約 (変更の場合は、変更契約) 工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件 1. 工程制限	1) 本工事に伴う支障物(電柱等)は想定していないが、施工時に支障物が発生した場合は、監督職員と協議するものとする。	
2. 作業可能日数	本工事の作業可能日数は16日(月平均)と想定している。	

項目	内容	摘要				
3. 寒中コンク リート	<ol> <li>本工事におけるコンクリート工事で冬季期間に施工するものに当たっては、 気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンク リート」としての施工を行わなければならない。</li> <li>発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、令和5年12月28日~ 令和6年2月19日を想定している。なお、受注者の都合による工事工程の変更 により生じる数量の増減は、契約変更の対象としない。</li> <li>受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通 仕様書第1編1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。</li> </ol>					
4. 埋蔵文化財	1) 工事施工中に埋蔵文化財と思われるものが確認された場合、共通仕様書1-1-40文化財の保護の措置に従い、直ちに工事を中止し、監督職員に報告し、その指示に応じなければならない。 2) 施工時に埋蔵文化財調査部局の立会確認が必要になった際は、これに協力すること。					
5. 建設発生土	1) 本工事の建設発生土は、次のとおり搬出し、搬出先で整形するものとする。なお、搬出場所の詳細については、別途監督職員から指示するものとする。 搬出場所 搬出量 摘 要 亀岡市本梅町西加舎牧ノ尻地内 30m3 (本梅その15-非農用地24) 30m3 2) 搬出場所及び搬出量の変更が必要となった場合は、受発注者で協議するものとする。					
第4章 現場条件	本工事の施工場所の土質は、砂質土及び粘性土と想定している。					
<ol> <li>第三者に対する措置</li> <li>(1)騒音・振動対策</li> </ol>	騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。					
(2)境界対策	1) 地区境界付近の施工は、原則境界から50cm程度離隔をとって施工するものとするが、詳細については、監督職員と協議するものとする。 2) 本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、ブルドーザーの走行速度を落とす等、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないよう、十分注意して施工するものとし、特別な対策が必要な場合は監督職員と協議するものとする。 なお受注者の責によるトラブルが生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。					
(3) 濁水処理対 策	本工区の施工に伴う排水については、極力濁水を発生させないよう注意するものとする。 なお、関係機関との協議の結果、濁水処理対策の必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。					

項目	内容	指
(4) 保安対策	本工事において交通誘導警備員の配置は、計画していないが、必要が生じた場合は監督職員と協議するものとする。	
(5) 現場内への 立ち入り制限 等		
(6)交通対策	1) 工事用車輌は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守すること。 2) 工事用車輌は主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車輌からの流出、飛散を防止しなければならない。 3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事について協議することがある。このため、頻繁に工事用車両の運行が予想される工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。なお、受注者の責で道路を損傷した場合は、監督職員に報告の上、現況復旧を行うものとする。	
(7)防塵対策	本工事での、防塵対策は想定していないが、必要が生じた場合は、対応について協議の上、設計変更の対象とする。	
(8) 早朝及び夜 間作業の禁止	労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。	
(9) 工区外への 農業用水の確 保		
5. 関係機関との調整	関係機関(河川管理者、道路管理者) との協議は特に予定していないが、必要が生じた場合、協議内容により設計変更の対象とする。	
第5章 仮設 1. 敷鉄板	本工事におけるほ場内への重機進入は、乾田時に直接表土上を走行することを 想定しているが、現場状況等により、敷鉄板が必要となる場合は、監督職員と協 議するものとする。 なお、整備完了後のほ場の状況により、表土耕起を追加する場合がある。	
2. 水替工	本工事における水替工は次のとおり想定している。 なお、施工時に雨水排水または湧水の処理が必要となった場合は、監督職員と 協議するものとする。	
	設置箇所 数量 運転日数 排水方法 動力区分 排水量(m³/hr) 口径	
	7 #2 7 -14 0 1 ## 0 D BB	
	角落し工11-3   1箇所   2日間   常時時   発動発電機   0以上6未満   50mm	
	有落し上11-3   1箇所   2日間   常時時   発動発電機   0以上6未満   50mm   余水吐工13-1   1箇所   1日間   作業時   発動発電機   0以上6未満   50mm	

項目				内容				摘要	
第6章 工事用地				1 1/17				加女	
等									
1. 発注者が確保	発注者が	確保してい	る工事用	月地及び工事	<b>『施工上必</b> 』	要な用地(	以下「工事用地	<u>h</u>	
している用地	等」という。	等」という。)は、計画平面図上に示す施工範囲内のとおりである。							
2. 工事用地等の	丁事田州:	笑について	'/:ナー 丁重	耳施丁に 失さ	75 監督	融員の立今	いのうえ用地境	<u>~</u>	
使用及び返還	界、使用条件					WE *> A	V V ) / C/112EE9		
3. 受注者の裁量 による工事用地 等	発注者が 受注者の責何					の裁量で確	保する場合は、		
第7章 支給材料									
1. 支給材料	支給する	材料は、次	のとおり	である。					
2. 20/11/11	القرابات الماري	品名	1	規格	単位	数量	備考		
	高密度	ポリエチレ	ン管	φ 700	本	39			
	砕石			C-40	m3	19			
2. 引渡し場所				市本梅町西加 加舎牧ノ尻地			24)		
3. 引渡し時期	監督職員次	から指示す	るものと	する。					
4. 引渡し方法	砕石 (C-4 任において1			渡し場所から	ら施工位置	までの運搬	は、受注者の責		
第8章 工事用電力	本工事にい。	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。							
<b>数0</b>									
第9章 工事用材料	大工事でん	宙田士ス主	更オオキルの	<b>排</b> 枚及び具	哲け次のと	おりであり	、監督職員が指	<b>≟</b>	
1. 規格及び品質	ポエザく    示する材料に							3	
	1) 石材及7			, да ч <b>с</b> "с г					
	再生クラ	ラッシャラ	× RC-40	)					
	単粒度研	华石	4号						
	2)舗装材								
		アルト乳剤	_						
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		物 再生窑	<b>密粒度アスコ</b>	$\sim$ (13)				
	3) コンク	,	<b>-</b> ∵	A 1 1	H 11 1 1	1 在水流	W 01 2 2 2 -2		
	コンク _ る。	ッートは <i>レ</i> 	アイーミ 	クストコン 	クリートと 	し、種類に	次のとおりであ	)	
		呼び強度	スランフ゜	粗骨材の最	水セメント比	セメントの			
	種類	(N/mm2)	(cm)	大寸法(mm)	(W/C) (%)	種類による 記号	使用目的		
	無筋コンクリート	18	8	25	65以下	BB	一般構造物		

項目		内容		指		
	※粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。					
	4) コンクリート二次製					
	鉄筋コンクリートフ	リューム JIS A	A 5372			
	鉄筋コンクリートU	型				
	一筆排水枡					
	5) 管類					
	硬質ポリ塩化ビニル	管 JIS I	K 6741			
	硬質ポリ塩化ビニル	管接手 JIS I	K 6743			
	高密度ポリエチレン	管				
	高密度ポリエチレン	管継手				
	6) その他					
	ガードレール C-4E					
	分水栓B型					
2. 見本又は資料			試験成績書、見本、カタログ等			
提出	を監督職員に提出して承諾を得なければならない。					
	また、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。					
	材料名		提出物			
	石材及び骨材	試験成績書・粒度分				
	コンクリート	計画配合表、試験成績書				
	コンクリート二次製品		<u>*</u>			
	管材	カタログ				
	その他資材	カタログ、試験成績	書等			
	9) ―処滅妻牡乳 (アフ	ファルト混合物事前審査制	训 <del>体</del> /			
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		□反/ 員会の事前審査で認定した加熱			
			こ認定書(認定証、混合物総括			
		員に提出できるものとする				
			。 F施工管理基準によらず、アス			
	ファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及 び配合設計、試験練りを省略することが出来る。					
			<b>2</b> 0			
	② 事前審査制度認定	書による場合の品質管理は	は以下のとおりとする。			
	工種 区分	試験項目	試験基準			
	1.1					
	材   土木」   料   る「品	質管理基準」の全項目	事前審査による認定書の提出			
	アス配合詞					
	ファファファ	アルト量抽出粒度分析試験	土木工事施工管理基準「品質管			
	ルーラ温度測	定(アスファルト、骨材、	理基準」に基づき製造会社の試			
	トトトル混合物		験成績書による。(注1)			
	120 7					

(注1) 監督職員の指示があった場合は、試験結果一覧表を提出するものとする。

事前審査による認定書提出

3. 監督職員の検 査又は試験 次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、 監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材料名   横盆・試験項目   時期	材料名	検査・試験項目	時期
--------------------	-----	---------	----

基準密度の決定

項目			内容		扌
	コンクリートニ	次製品 寸流	<u></u> 去及び外観形状	搬入時抽出検査	7
	管材	寸沒	よ及び外観形状	搬入時抽出検査	7
	主要材料	寸沒	よ及び外観形状	搬入時抽出検査	7
第10章 施工 1.一般事項					
(1) 一般事項	, , , , , , ,	- ,		□事区域周辺の用排水施 □計画を立てなければな	
				五工計画には、降雨並び	に運
		策等について記載し ら流入する排水は		い。 して工区外へ排出するも	のと
	また、施工中	に工区内で発生す するものとする。	る地表水または均	也下水は、施工に支障が	ない
		支障となる草類が	ある場合及び表	上掘削箇所については、	事前
	また、工事完	, - ,		及び道路法面に草類があ	る場
	なお、刈り取	りは設計変更の対象	象としない。		
	4)受注者は、任 い。	意仮設等において	も木材利用の促	進に留意しなければな	らな
(2) 基準点	本工事の基準点	及び水準点は別途盟	<u> 哲職員が指示す</u>	る。	
(3)地区境界	い。なお、地区	境界にかかる資料は	は、別途貸与する	-	
				しないように留意するも	のと
	3)境界杭につい		すべて復旧する。	らのとするが、杭の設置 ら、事前に監督職員と協	
	るものとする。		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		ида /
(4)標準図面集		添図面の他、「亀 ハう。)により行っ		事業標準図面集」(以	下、
	なお、現地の状 議するものとする。		図面集が適用でき	きない場合は、監督職員	と協
(5) 検測又は確	1) 本工事の施工	段階確認は、下表	に示すとおりでは	ある。ただし、確認時期	• 頻
認(施工段階 確認)	2) 下表に示す以		検査記録を確認す	がある。 ける場合があるので、監	督職
		これに応じなけれ			
		象工種については 1) により決定する		0章(4)工事現場等の	遠隔
	工種	確認内容	確認時期・	遠隔確認対象  値	#考
	 表土はぎ	現況表土厚	着手前	指示による	

項目			内容				摘要
			各計画	ぶ場1箇所以上	及		
			び表土	上厚の薄い現況に	場		
	掘削・盛土	地質状況	地質変	化時	指示による	3	
		地耐力	軟弱地	盤出現時	指示による	3	
		湧水状況	湧水出	現時	指示による	3	
		地盤改良	改良が	必要となった場	合 指示による	3	
			改良沒	皇、幅、投入量			
	路盤工	厚さ	初期旅	三工段階で1箇所	ŕ		
(6) 既設構造物	本工事の施工に	こ当たって、既記	没構造物を耳	x壊し撤去する	場合は、構造	造・寸法に	
に対する措置	ついて事前に監督	腎職員に報告して 	て確認を受け	なければなら	ない。		
(7) 設計図書等	本仕様書及び記	受計図書等に明詞	記なき事項で	であっても、樟	舞造上及び機能	能上当然具	
の充足	備すべきものにつ	ついては、監督職	戦員に報告し	これを充足す	るものとする		
(8) その他	   1) 工事施工に5	も立ち、極力工[	区外の排水!	は、これを遮め	fし工区内へ(	の流入を防	
· / - /—	ぐものとする。			, , _,_,		,	
	なお、工事中	中に滞水が生じた	こときは速や	かに排除しな	くてはならな	とい。	
	2) ブルドーザー	-の運転手は熟線	東者を乗務る	させ、走行回数	なをできるだ	け少なくし	
	て、過転圧やこね回しとならないよう施工しなければならない。						
	3)舗装切断作業	<b>業に伴い発生す</b>	る排水又は失	別削粉は、直接	き、現場外に	排出するこ	
	とがないよう回	回収し、産業廃棄	<b>美物として</b> 適	正に処理する	ものとする。		
2. 再生資源等の	1) 再生資材の利		s dominant to a con-	1 1 1 2 2 2 2			
利用		ニ示す再生資源を			-		
	資本	* ' '		見格	備考		
	再生加熱アスフ		再生密粒度7	· スコン(13)	工事用道路工	-	
	再生クラッシャ		RC-40		路盤材		
	   2) 建設資材廃棄	学物学の租場内系	il III				
	2 / 建队员们用为	6100 4 0 2 0 0 0 0 0 1 1 1 1					
	受注者け 木-	「事の施工に伴い		との他の建設管	材處棄物等	も、 その利	
		□事の施工に伴い □監督職員と協議	ハ発生するそ	: _ : _ : _ :	材廃棄物等	も、その利	
	用方法等について	て監督職員と協議	ハ発生するそ 養しなければ	ばならない。	子材廃棄物等	も、その利	
	用方法等について		ハ発生するそ 養しなければ	ばならない。	材廃棄物等	も、その利	
3. 建設資材等の	用方法等について なお、分別の循	て監督職員と協議	ハ発生する? 養しなければ な保管を行う	だならない。 ものとする。	,		
3. 建設資材等の 搬出	用方法等について なお、分別の循	て監督職員と協議 放底及び、適切な に伴い発生する	ハ発生する? 義しなければ は保管を行う 生設資材廃棄	ならない。 ものとする。 も物等は、次に	示す処理施認	なへ搬出す	
	用方法等について なお、分別の循 本工事の施工に	ご監督職員と協議 改底及び、適切な ご伴い発生する愛 これにより難い	ハ発生する を 義しなければ な保管を行う 建設資材廃棄 ・場合は、監	ならない。 ものとする。 も物等は、次に	示す処理施認	なへ搬出す	
	用方法等についてなお、分別の循本工事の施工にるものとするが、 建設資材廃棄物	に監督職員と協議 数底及び、適切な ご伴い発生する類 これにより難い 処理施設名 幸屋道路(株)	ハ発生するを 義しなければ な保管を行う 建設資材廃棄 、場合は、監	ならない。 ものとする。 を物等は、次に ででである。	示す処理施設 するものとす 受入時間	よへ搬出す	
	用方法等についてなお、分別の作本工事の施工にるものとするが、	に監督職員と協議 数底及び、適切な ご伴い発生する類 これにより難い 処理施設名 幸屋道路(株)	ハ発生する名 義しなければ は保管を行う 建設資材廃棄 場合は、監 南丹市	ならない。 ものとする。 を物等は、次に を下 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	示す処理施設 するものとす 受入時間 峠 8:00~	受へ搬出す 一る。 事業区分	
	用方法等についてなお、分別の循本工事の施工にるものとするが、 建設資材廃棄物アスファルト殻	て監督職員と協議 敢底及び、適切な 工伴い発生する これにより難い 処理施設名 寺尾道路(株) 園部リサイクル	ハ発生する名義しなければな保管を行う建設資材廃棄・場合は、監南丹市工場 尻30番	ならない。 ものとする。 を物等は、次に 「督職員と協議 住所 園部町上木崎町 地13ほか5筆	示す処理施設 するものとす 受入時間 峠 8:00~ 17:00	せる。 事業区分 再資源化 施設業者	
搬出 4. 特定建設資材	用方法等についてなお、分別の循本工事の施工にるものとするが、 建設資材廃棄物アスファルト殻	<ul><li>ご監督職員と協議 放底及び、適切な</li><li>二伴い発生する愛 これにより難い</li><li>処理施設名 寺尾道路(株)</li></ul>	ハ発生する名義しなければな保管を行う建設資材廃棄・場合は、監南丹市工場 尻30番	ならない。 ものとする。 を物等は、次に 「督職員と協議 住所 園部町上木崎町 地13ほか5筆	示す処理施設 するものとす 受入時間 峠 8:00~ 17:00	せる。 事業区分 再資源化 施設業者	
搬出	用方法等について なお、分別の循 本工事の施工に るものとするが、 建設資材廃棄物 アスファルト殻 本工事における 次のとおりである	に監督職員と協議 放底及び、適切な 工伴い発生する疑 これにより難い 処理施設名 寺尾道路(株) 園部リサイクル る特定建設資材の	ハ発生するを 養しなければ な保管を行う 建設資材廃棄 本場合は、監 南丹市 工場 尻30番	ならない。 ものとする。 を物等は、次に を軽職員と協議 住所 園部町上木崎町 地13ほか5筆	示す処理施設するものとす 受入時間 峠 8:00~ 17:00 、分別解体等	せる。 事業区分 再資源化 施設業者	
搬出 4. 特定建設資材	用方法等について なお、分別の循 本工事の施工に るものとするが、 建設資材廃棄物 アスファルト殻 本工事における 次のとおりである エ	で監督職員と協議 放底及び、適切な 工件い発生する疑 これにより難い 処理施設名 寺尾道路(株) 園部リサイクル る特定建設資材の る特定建設資材の	ハ発生する名 義しなければ な保管を行う 建設資材廃棄 場合は、監 南丹市 工場 尻30番 の工程ごとの	ならない。 ものとする。 を物等は、次に 「督職員と協議 住所 園部町上木崎町 地13ほか5筆 )作業内容及び 分別解	示す処理施設 するものとす 受入時間 峠 8:00~ 17:00	せる。 事業区分 再資源化 施設業者	
搬出 4. 特定建設資材	用方法等についてなお、分別の循本工事の施工にるものとするが、 建設資材廃棄物アスファルト殻 本工事における次のとおりである工程ご ①仮設	で監督職員と協議 放底及び、適切な これにより難い 処理施設名 寺尾道路(株) 園部リサイクル 3特定建設資材の 3、特定建設資材の 6、 位設工事	ハ発生する名 養しなければ な保管を行う 建設資材廃棄 場合は、監 南丹市 工場 尻30番	ならない。 ものとする。 を物等は、次に 「督職員と協議 住所 園部町上木崎町 地13ほか5筆 つ作業内容及び 分別解 □手作業	示す処理施設するものとす 受入時間 峠 8:00~ 17:00 「分別解体等の 体等の方法	せる。 事業区分 再資源化 施設業者	
搬出 4. 特定建設資材	用方法等についてなお、分別の循本工事の施工にるものとするが、 建設資材廃棄物アスファルト殻 本工事におけるのとおりである工程。 近仮設と	で監督職員と協議 放底及び、適切な 工件い発生する疑 これにより難い 処理施設名 寺尾道路(株) 園部リサイクル る特定建設資材の る特定建設資材の	ハ発生する名 養しなければ な保管を行う 建設資材廃棄 場合は、監 南丹市 工場 尻30番	ならない。 ものとする。 を物等は、次に 「督職員と協議 住所 園部町上木崎町 地13ほか5筆 )作業内容及び 分別解	示す処理施設するものとす 受入時間 峠 8:00~ 17:00 *分別解体等の 体等の方法	せる。 事業区分 再資源化 施設業者	
搬出 4. 特定建設資材	用方法等についてなお、分別の循本工事の施工にるものとするが、 建設資材廃棄物アスファルト殻 本工事におけるである工程ごとの作	<ul> <li>監督職員と協議 敢底及び、適切な</li> <li>二件い発生する これにより難い</li> <li>処理施設名 寺尾道路(株)</li> <li>園部リサイクル</li> <li>る特定建設資材の</li> <li>の設工事</li> <li>「仮設工事</li> </ul>	ハ発生する名 養しなければ な保管を行う 建設資材廃棄 財場合は、監 南丹市 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	であるい。 ものとする。 ものとする。 を物等は、次に をでいる。 をでいる。 をできます。 をできまする。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできまする。 をできます。 をできまする。 をできまするる。 をできまする。 をできまするる。 をできまする。 をできまする。 をできまする。 をできまする。 をできまする。 をできまする。 をできまするる。 をできまする。 をできまする。 をできまする。 をできまする。 をできまするる。 をできまするるる。 をできまするる。 をできまするる。 をできまするるる。 をできまするる。 をできまする。 をでき	示す処理施設するものとす 受入時間 峠 8:00~ 17:00 ベ分別解体等の 体等の方法 体等の方法	せる。 事業区分 再資源化 施設業者	
搬出 4. 特定建設資材	用方法等についてなお、分別の循本工事の施工にるものとするが、 建設資材廃棄物アスファルト殻 本工事におけるである工程ごとの 工程ごとの ②土工	<ul> <li>監督職員と協議 敢底及び、適切な</li> <li>二件い発生する これにより難い</li> <li>与尾道路(株)</li> <li>園部リサイクル</li> <li>5、</li> <li>佐設工事</li> <li>上工事</li> </ul>		であるい。 ものとする。 ものとする。 を物等は、次に ををできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	示す処理施設するものとす 受入時間	せる。 事業区分 再資源化 施設業者	

項目			内容		摘要
	容及	④本体構造	本体構造の工事	□手作業	]
	が解		■有 □無 本体付属品の工事	□手作業・機械作業の併用 □手作業	-
	体	⑤本体付属品	■有□無	□手作業・機械作業の併用	-
	方法	⑥その他	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	
5. 土工 (1)掘削	1) 据	当1十27世戸1.及1	び盛土に流用する。		
(I) MHO			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	な場合は監督職員と協議するもの	りとす
	る。				
				生意して施工するものとする。 郷ぶなサロは、このおこれが認い	んさん
			他の施設に里入な彰 に監督職員と協議す	響が発生又は、そのおそれが認め るものとする。	りられ
		77 T 10 ( 72 ( 7)			
(2) 埋戻し及び				が30cm以下になるようにまき出し	_、施
盛土				固めなければならない。 、一層の仕上がり厚が30cm以下と	したる
	,			小型締固め機械で十分に締固める	
	なけれ	ればならない。			
(3) 法面復旧	1 \ HE	判に坐を - ては	<b>壮声の農薬に L.八</b>	注意して施工するものとする。	
(3) 伝囲復口				<sup>王思して旭</sup> 工するものとする。 譽が発生又は、その恐れが認めら	れる
			督職員と協議するも		
	,		場内の基盤及び表土	こ混入しないよう留意して施工す	るも
	のと 4) 感	·	<b>等との密差を図るこ</b>	とを目的とし、段切り等の施工を	を行い
	,		く施工しなければな	, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	2111
	,			るよう均一にまき出し、施工条件	:12
	合った	た締固め機械に	より十分締固めしな	ければならない。	
6. 表土はぎ					
(1) 表土はぎ	1) は	ぎ取り作業前に	、従前ほ場1筆当た	り1点以上の表土厚を計測し、約	吉果を
			員に提出するものと	, - <b>y</b>	E7
				文化財調査を予定しているため、 ものとし、やむを得ず表土以外の	
		•	前に監督職員の承諾	_ , , , , ,	11년17
	_			局の立ち合いを要する場合がある	
			, _ ,	らないよう注意するものとする。 職員の指示によるものとする。	ま
				喊貝の指外によるものとする。 び不整地運搬車により集積するも	のと
		している。			
7 、					
7. 道路工 (1) 掘削工	1) 既	設敷砂利及び路	子体は、必要な厚さ <i>を</i>	とすき取り、不陸整正を行うも <i>の</i>	)とす 
	る。				
			の利用を除き、第3	章 6. 建設発生土に示す搬出場所	斤に搬
	出す	るものとする。			

項目	内容	摘要
(2)路肩盛土工	舗装部の路肩盛土は、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、	1000
(2) 四州亚土土	施工条件に合った小型の締固め機械で十分に締固めを行わなければならない。	
(3)路盤工	1) 路盤工はクラッシャラン (RC-40) により、図面に示す厚さにより仕上げる ものとし、施工条件に合った機種の締固め機械で十分に締固めを行わなければ	
	ならない。	
	2) 既設アスファルト舗装部は、舗装撤去後、補足材(RC-40) を投入し、路盤部の不陸整正を行うものとする。なお、補足材の使用量について、監督職員に報告するものとし、必要量により設計変更を行うものとする。	
(4) アスファル	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
ト舗装工	とする。表層工の施工に当たっては、プライムコート(アスファルト乳剤PK-3)120%%/100㎡以上を路盤面に均一に散布し、表層との密着を図らなければならない。	
	2) 表層工は施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物	
	を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。 3)舗装に先立ち、現場でのCBR試験が必要な場合は、監督職員から位置や箇所	
	数について指示するものとする。	
8. 湧水処理工	1) 湧水処理工は、排水向きに勾配を設けるものとし、逆勾配とならないよう留 意するものとする。	
	2) 床掘の結果、湧水量が多く、設計断面で通水能力の不足が予想される場合 は、監督職員と協議するものとする。	
	3) ほ場内の湧水処理の施工は、流末に水平水甲を設置するものとする。	
第11章 施工管理 1. 主任技術者等	主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告によるものとする。	
の資格		
2. 施工管理 (1)工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。	
(2) 工事現場等	1) 本工事において、施工段階確認、材料検査、立会などを遠隔確認で実施する	
における遠 隔確認につ いて	場合は、契約後受発注者の協議により決定するものとする。 2)遠隔確認を実施する場合の費用は、設計変更の対象とする。	
第12章 条件変更 の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 ① 土質	
	② 転石の出現	
	③ 湧水の出現         ④ 予想し得なかった騒音規制、交通規制	
	⑤ 第三者との協議によるもの	

項目	内容	摘要
	⑥ 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現	
	⑦ 関係機関との協議による変更	
	⑧ 遠隔確認の施行を行う場合	
	<ul><li>③ その他監督職員が認めた事項</li></ul>	
第13章 その他		
1. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出し	
	なければならない。	
	・工事完成図書の電子媒体(CD-RもしくはDVD-R)正副2部	
	・工事完成図書の出力1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)	
2. CORINSへの登	技術者の従事期間は、契約工期をもって登録することとし、余裕期間を含まな	
録	いことに留意すること。	
3. 週休2日によ	1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費(賃	
る施工	料)、間接工事費を補正した試行対象工事である。受注者は、週休2日を実施	
	する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を監	
	督職員へ提出し、本試行を適用することができる。	
	2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上とな	
	ることをいう。	
	なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりであ	
	る。	
	① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象	
	期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から	
	1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3	
	日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期	
	間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する	
	期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まな	
	V ℃	
	② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業	
	が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上	
	必要な作業を行うことは可とする。	
	3) 週休2日(4週8休以上)とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%	
	(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による	
	予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。	
	4) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。	
	① 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに	
	週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。	
	② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週	
	休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程	
	表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うもの	
	とする。	
	③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認する	
	ものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。	
	④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認でき	
	ない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を	
	行うものとする。	

項目	内容	摘要

- ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- 5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を 行う場合には、受注者は協力するものとする。
- 6)発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補 正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費 (率分)を補正し設計変更を行うものとする。

## ①補正係数

項目	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5%(8日/28日) 以上	25%(7日/28日) 以上28.5%未満	21.4%(6日/28日) 以上25%未満
労務費	1.05	1.03	1. 01
機械経費(賃料)	1.04	1. 03	1. 01
共通仮設費 (率分)	1.04	1. 03	1. 02
現場管理費(率分)	1.09	1. 07	1. 05

## ②補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

- 7) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上(現場閉所率21.4%(6日/28日)以上)と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。
- 8) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

	区分	補正係数		
名称		4週8休以上	4週7休以上	4週6休以上
			4週8休未満	4週7休未満
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01

## 4. 1日未満で完 了する作業の 積算

1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。) は、変更積算にのみ適用する。

なお、1日未満積算基準は、農林水産省IPの下記サイトを参照すること。 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf

- 2)受注者は施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組み合わせで1日作業となる場合に は、1日未満積算基準は適用しない。
- 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、 その他協議に必要となる根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工 パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は 適用しない。
- 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方

項目	内容	摘要
	法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適 当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	
第14章 公共事業 関係調査に 対する協力	本工事が発注者の実施する歩掛調査や諸経費動向調査等の公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対して必要な協力を行わなければならない。	
第15章 天災その 他不可抗力	天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。	
第16章 定めなき 事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	